賛助会員規程

(目 的)

第１条　公益財団法人 麻薬･覚せい剤乱用防止センターの賛助会員について必要な事項を定める。

(会 員)

第２条 賛助会員は、本財団の目的に賛同する個人及び団体であって理事長の承認を得てこの規定の定めるところにより会費を納入した者とする。

(特 典)

第２条　賛助会員に対しては、本財団が発行する「ニュースレター」の配布、内外情報の提供及び本財団が開催する研修会、講演会への参加等その他関連する事業について便宜を与えることができる。

(会 費)

第４条 賛助会員は、賛助会費を毎年４月末日までに納入するものとする。ただし、新たに入会した会員は、入会申込日の属する月の末日迄に納入することとする。

1. 賛助会員 １口以上(1 口年額:10 万円、ただし個人は 5,000 円)
2. 納入済の会費は返還しない。

（除 名）

第５条 賛助会員が本財団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったと認められた場合は、理事会の議決により当該賛助会員を除名することができる。

(資格の喪失)

第６条 賛助会員は、次の各号に該当する場合にその資格を失う。

1. 退会の申出をしたとき
2. 死亡(団体にあっては解散)したとき
3. 前条の規定に基づき除名されたとき
4. 会費を３年以上滞納したとき

附則

この規程は、昭和 62 年６月 12 日から施行する。

一部改訂　平成 15 年４月１日

一部改訂　令和７年４月１日